

資料

秋田市教育ビジョン検討委員会設置要綱

平成19年7月24日
教育長決裁

(設置)

第1条 秋田市教育ビジョン（以下「教育ビジョン」という。）の内容を検討するため、教育委員会に秋田市教育ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育ビジョン策定に関わる助言および提言
- (2) その他教育ビジョンに関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、部会を置く。

2 部会は、学校教育部会、社会教育・スポーツ振興部会および文化振興部会とする。

3 委員は、いずれかの部会に所属する。

4 部会に、部会長および副部会長を置く。

5 部会長は、部会に所属する委員の中から互選し、副部会長は、部会長が指名する。

6 部会長は、部会の会務を掌理する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の事務局)

第7条 委員会の庶務を処理するため、教育委員会総務課に事務局を置く。

2 事務局員は、教育委員会総務課の職員をもって充てる。

(部会の事務局)

第8条 部会の庶務を処理するため、学校教育部会については学校教育課に、社会教育・スポーツ振興部会については生涯学習室に、文化振興部会については文化振興室に事務局を置く。

2 事務局員は、それぞれの課又は室の職員をもって充てる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年7月24日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

秋田市教育ビジョン検討委員会委員名簿

氏 名	所属団体名および役職名	所属部会	備考
浦 野 弘	秋田大学教育文化学部教授	学校 教育	◎□
鈴 木 廣 司	秋田市小学校長会 会長 秋田市立泉小学校長	学校 教育	
武 田 篤	秋田大学教育文化学部教授	学校 教育	
田 子 多津子	秋田市立上北手小学校 P T A 会長	学校 教育	
藤 本 豊 隆	秋田市中学校長会 会長 秋田市立秋田東中学校長	学校 教育	△
船 木 紀 生	船木清治税理士事務所 株式会社木会計センター専務取締役 前秋田市P T A連合会事務局長兼副会長	学校 教育	
堀 井 道 子	秋田市児童厚生員	学校 教育	
原 義 彦	秋田大学教育文化学部准教授 秋田県社会教育委員・秋田市社会教育委員	社会 教育・ スポーツ振興	□
伊 藤 晴 美	秋田市社会教育委員の会議 議長	社会 教育・ スポーツ振興	
太 田 広 治	財秋田市体育協会 副会長	社会 教育・ スポーツ振興	△
京 野 香	高清水児童育成クラブ代表 前秋田市児童育成クラブ連絡協議会 会長	社会 教育・ スポーツ振興	
三 浦 研 二	秋田市体育指導委員連絡協議会 副会長	社会 教育・ スポーツ振興	
横 山 智 也	秋田市文化振興審議会 会長 秋田大学名誉教授	文化 振興	○□
佐 藤 真 弓	秋田市文化振興審議会 委員 聖靈女子短期大学音楽科長・教授	文化 振興	
竹 島 知 憲	秋田市佐竹史料館協議会 委員 料亭濱乃家 代表社員	文化 振興	
富 横 泰 時	秋田市文化財保護審議会 委員長	文化 振興	△
富 橋 信 孝	秋田県演劇団体連盟 副理事長	文化 振興	

※ ◎委員長 ○副委員長 □部会長 △副部会長

※ 部会ごとに、部会長に続いて50音順

※ 所属団体名および役職名については、委員委嘱期間中のものです。

秋田市教育ビジョンの策定経過

年 月 日	検討委員会の開催	審議内容等
平成19年7月28日	第1回秋田市教育ビジョン検討委員会	委員会の設置 各部会の設置
19年8月22日	第1回学校教育部会	部会案の審議
19年8月28日	第1回社会教育・スポーツ振興部会	部会案の審議
19年8月29日	第1回文化振興部会	部会案の審議
19年9月25日	第2回社会教育・スポーツ振興部会	部会案の審議
19年9月26日	第2回学校教育部会	部会案の審議
19年10月1日	第2回文化振興部会	部会案の審議
19年10月23日	第3回社会教育・スポーツ振興部会	部会案の審議
19年11月12日	第2回秋田市教育ビジョン検討委員会	素案の提示・審議
19年11月30日	市民からの意見聴取（～12月14日）	パブリックコメントの実施 市民100人会によるアンケート調査の実施
平成20年1月4日	委員長、副委員長、部会長会議	市民意見への対応協議
20年1月28日	第3回秋田市教育ビジョン検討委員会	素案修正案の審議 検討委員会原案の調整
20年2月26日	秋田市教育委員会定例会	秋田市教育ビジョンを議決



市章

昭和3年6月に制定、的に「矢留」の形と、
秋田市の「田」の字をあらわしています。

「矢留」とは旧秋田藩主佐竹氏の居城「久
保田城」の別名。

本市出身小場恒吉氏の考案によるものです。

秋田市教育委員会

〒010-0951

秋田市山王二丁目1-53

TEL 018-866-2242 [総務課]
FAX 018-865-1851

E-mail:ro-edmn@city.akita.akita.jp